

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第984号 平成27年8月20日

主権者教育

選挙年齢を「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が成立した事により、各学校においては、生徒に対する「主権者教育」をどう進めて行くかが現実的な問題となっています。

「主権者教育」に関しては、神奈川県教育委員会のように「シチズンシップ教育」という形で既に具体的に取り組んでいるところがありますが、多くは手探り状態というところではないかと思えます。

現在、教師は、教育における政治的中立性の確保という観点から、特定の政党を支持又は反対するために政治的活動をする事が教育公務員特例法等で禁じられていますが、これに反したとしても罰則規定の適用はありません。

こうした中、自民党は7月8日、選挙年齢を18歳以上に引き下げる事に合わせた「主権者教育」について、高校教師に「政治的中立」を求めると共に、逸脱した場合は罰則を科すよう政府に提言をしました。

教育における政治的中立性の確保は極めて重要な課題ではありますが、罰則を設けてまで規制するというのはいささか乱暴ではないかと思っておりますし、教育関係者からも「学校現場は委縮するのではないか」といった懸念の声が出ています。

そこでまず、自民党の提言の内容について見て置きたいと思えます。

自民党は、「学校の秩序を守りつつ、生徒が有権者として政治参加の役割と責任を果たす事を学校教育においてより身近に、より現実的に理解し、体験し、参加意欲を高める努力を重ねなければならないと考える」としながらも、「このような取り組みを推進するに当たっては、政治的中立性を厳に確保し、間違っても学校教育に政治的なイデオロギーが持ち込まれる事があってはならない」として、

1 政治参加等に関する初等中等教育の抜本的充実
2 混乱を未然に防ぐための学校における政治的中立性の徹底的な確立
等について提言しています。

まず、1の「政治参加等に関する教育の抜本的充実」については、子ども達が主権者として社会に参画する意義を理解し、その自覚を持って責任を果たす意欲や態度を養うという観点に立って、

- 全ての高校生に対して政治参加等に関する副教材の配布

・高校新科目「公共（仮称）」の創設、学習指導要領の抜本的改訂の推進等について提言しています。

2の「政治的中立性の徹底的な確立」については、学校に政治的イデオロギーが持ち込まれたり、学校が政治闘争の場になったりして混乱する事を断固避ける観点から、

- ・高校生の政治的活動は、学校内外において生徒の本分を踏まえ基本的に抑制的であるべきとの指導を高校が行えるよう、政府として見解を現場に示すべき
- ・政府として教育の政治的中立性の確保を徹底すべき

また、政治の責任において、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すための法の改正を行い、偏向を防ぐための具体的手立てを確立する。

と提言しています。

教師が、ある意図を持って特定のイデオロギーを子ども達に押し付けるといった事は、許されるべきではありません。ただ、難しいのは、個々の授業において政治的中立性を侵すというのはどういう事なのかが明確でないという事です。

また、提言では、高校生の政治活動について「基本的に抑制的であるべき」と述べていますが、一体何を以て「抑制的」というのかも判然としません。

子ども達に、主権者として政治に関心を持たせるためには、国内外における現実的な政治課題についても触れる機会は多くなると思われます。また、各政党の公約を使った模擬選挙を実施するという事も想定されます。子ども達の政治への関心を呼び起こすような、臨場感のある、実践的な教育をしようとする程、政治的中立性の確保の問題とぶつかる可能性があるのです。

学校現場における混乱を避けるためにも、文部科学省や都道府県教育委員会は、早急に具体的なガイドラインを示すべきです。そうしなければ、学校現場では、罰則の適用を恐れ、型にはまった、無難な「主権者教育」に流される恐れがあるでしょう。これでは、折角、選挙年齢の引き下げに合わせて「主権者教育」を推進しようという提言の表看板が泣くというものです。

なお、選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、同じクラスの中で選挙権を有する18歳の生徒と選挙権を持たない17歳の生徒が混在する事が考えられますが、18歳と17歳では公職選挙法の適用関係が異なりますので、この点についても子ども達には周知徹底する必要がある事を申し添えて置きます。

（塾頭 吉田洋一）